

横浜市市税条例の一部改正（令和元年10月分）

税目・改正項目	改正案の内容								
<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">都市計画税</div>	<p>○ 新築省エネ住宅に係る都市計画税の減額措置の延長〔市税条例附則第 13 条の3の4〕</p> <p>地球温暖化対策にさらに実効性を持たせるために、本市が独自に平成 25 年度から導入した新築省エネ住宅に係る都市計画税の減額措置が、令和 2 年 1 月 1 日で適用の期限を迎えます。</p> <p>引き続き、一定の省エネ性能を有し環境負荷を低減した新築省エネ住宅の普及を促進させるため、減額措置の適用期限を令和 3 年度末まで延長します。</p> <p>＊省エネ住宅：建物の外壁や窓等の断熱性能に関する基準や冷暖房設備等の省エネルギー化の基準を満たす、一定の省エネ性能を有する住宅。具体的には、国が定める「断熱等性能等級 4」又は「建築物エネルギー消費性能基準」に適合する住宅。</p> <p>【新築省エネ住宅に係る都市計画税の減額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象資産 (家 屋)</th> <th style="width: 30%;">減額内容</th> <th style="width: 40%;">減額期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">戸建住宅等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">都市計画税を 1 / 2 減額</td> <td style="text-align: center;">新築後 3 年度分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マンション等</td> <td style="text-align: center;">新築後 5 年度分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】 令和 4 年 3 月 31 日までに新築された省エネ住宅</p>	対象資産 (家 屋)	減額内容	減額期間	戸建住宅等	都市計画税を 1 / 2 減額	新築後 3 年度分	マンション等	新築後 5 年度分
対象資産 (家 屋)	減額内容	減額期間							
戸建住宅等	都市計画税を 1 / 2 減額	新築後 3 年度分							
マンション等		新築後 5 年度分							